

林業の担い手育成・確保対策事業補助金 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	令 和 年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (—)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () — メールアドレス

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請者

申請者の区分 (チェック☑)	☐ 森林所有者 ☐ 森林管理者 ☐ 林業従事者
	☐ 林業事業体

(申請者と連絡先が異なる場合に御記入ください。)

担当者氏名		電話番号	() —
メールアドレス			

2 交付申請額 ※(A)は「3 事業経費」を記入してください。
※(A) (B)は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記入の際に千円未満を切り捨てて記入してください。

補助対象経費 (対象物品購入費総額【税抜】)					
(A)	円	×	補助率 1 / 2	=	(B) 円
受講者数					補助上限額
	人	×	1 5 0 , 0 0 0 円	=	(C) 円

交付申請額

(B)を千円未満切り捨てた額
(C)補助上限額

のうちの低い額を交付申請額とする。

交付申請額

円

3 事業経費

(単位：円)

品目	単価	個数	税抜き金額
合 計			(A) 円

【注意】・消費税は対象外です。消費税を抜いた金額を記入してください。

- ・他の補助金の交付を受けた又は受けようとする場合、同一物品については申請できません。
- ・受講者1名につき同一品目1個の購入に限ります。

4 添付書類

添付書類 (チェック☑)	☐ 交付対象者であることを示す書類 ☐ 見積書又は購入予定金額が分かる書類の写し ☐ 購入する安全対策物品等の仕様が分かる書類の写し (<u>林業事業体以外</u>の場合) ☐ 誓約書兼同意書 (第1号様式別紙1) (<u>林業事業体</u>の場合) ☐ 受講者一覧兼誓約書兼同意書 (第1号様式別紙2)
-------------------------	--

第1号様式別紙1

誓約書 兼 同意書

林業の担い手育成・確保対策事業補助金の申請に当たり、次の内容について誓約し、同意します。

- ・ 私は、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱に定める交付対象者の要件を満たしており、継続して林業に従事する又は森林管理を行う意思を有しております。
- ・ 市の求めに応じて、利用状況等のアンケート調査に協力いたします。

令和 年 月 日

(記名又は署名)

氏名

受講者一覧 兼 誓約書 兼 同意書

	氏名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

林業の担い手育成・確保対策事業補助金の申請に当たり、上記の受講者が本法人等に在籍していることを証明するとともに、下記のとおり誓約し、同意します。

- ・ 上記の受講者は、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱に定める交付対象者の要件を満たしており、継続して林業に従事する又は森林管理を行う意思を有しております。
- ・ 市の求めに応じて、利用状況等のアンケート調査に協力いたします。

令和 年 月 日

(記名又は署名)

所在地

法人等の名称

代表者の職名氏名

第2号様式（交付の場合）（第6条関係）

第 号

年 月 日

＜申請者＞様

京都市長

（担当： ）

林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度林業の担い手育成・確保対策事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

なお、下記の交付条件に違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づき、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

記

1 交付決定（予定）金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 補助事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱第6条第1項又は第3項に基づき、承認を受けてください。
- (3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類及び林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱第12条に定める取得物品等管理台帳を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管してください。
- (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱を遵守してください。

※減額交付の場合

3 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第2号様式（不交付の場合）（第6条関係）

第 号

年 月 日

＜申請者＞様

京都市長

（担当： ）

林業の担い手育成・確保対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度林業の担い手育成・確保対策事業補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

林業の担い手育成・確保対策事業補助金 変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の計画を、下記のとおり変更したいので、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

※ 「補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つものと考えられるもの」かつ、「総事業費の変更が 3 割以内の増減で、かつ補助金額の変更が 3 割以内の減額であるもの」については、申請は不要です。

変更の理由		
変更内容	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
補 助 金 額	(交付予定額) 円	(変更後) 円
添付書類 (チェック☑)	☐ 変更後の見積書又は購入予定金額が分かる書類の写し ☐ 購入する安全対策物品等の仕様が分かる書類の写し	

(単位:円)

(単位:円)

(単位:円)

- (単位:円)

林業の担い手育成・確保対策事業補助金 中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

令和 年 月 日付け 第 号 をもって交付決定通知があった補助事業
を下記の理由により ☐中止 ・ ☐廃止 したいので、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付
要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。(注 該当する ☐には、レ点を記入してくださ
い。)

記

中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の時期	

林業の担い手育成・確保対策事業補助金
実績報告書 兼 請求書

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり実績を報告し、交付額決定があった場合には、補助金の支払を請求します。

- 1 交付請求額 ※(A)は「3 事業経費実績」を記入してください。
※(A)(B)は千円未満の端数は切り捨てず、交付請求額欄に記入の際に千円未満を切り捨てて記入してください。

補助対象経費 (対象物品購入費総額【税抜】)				
(A)	円	×	補助率 1 / 2	= (B) 円
受講者数				
	人	×	1 5 0 , 0 0 0 円	= (C) 円

交付請求額

(B)を千円未満切り捨てた額
(C)補助上限額
のうち低い額を交付請求額とする。

(交付請求額)

円

2 振込先口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
		☐ 普通 (総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

- ・申請者と同一名義の口座を指定のこと。
- ・振込口座の通帳の写し（※申請者と同一名義の通帳で、金融機関名、口座名義（カタカナ又はひらがな）、口座番号が確認できるもの）を添付すること。

(単位:円)

合 計	(A)	円
-----	-----	---

【注意】・消費税は対象外です。消費税を抜いた金額を記入してください。

- ・他の補助金の交付を受けた又は受けようとする場合、同一物品については申請できません。
- ・受講者 1 名につき同一品目 1 個の購入に限ります。

4 添付書類

添付書類 (チェック☑)	☐ 購入した安全対策物品等が確認できる写真【必須】 ☐ 補助事業に要した費用の内訳がわかる資料【必須】 ☐ 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し【必須】 ☐ 振込口座の通帳の写し【必須】 (<u>林業事業体</u>の場合) ☐ 受講者一覧兼誓約書兼同意書 (第1号様式別紙2) (交付申請時点で受講が完了していなかった場合) ☐ 講習の受講票
-------------------------	---

第6号様式（第9条関係）

第 号

年 月 日

＜申請者＞様

京都市長

（担当： ）

林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度林業の担い手育成・確保対策事業補助金（ 年 月 日付け 第 号）につきましては、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定により通知します。

記

1 交付額 金 円

※減額交付の場合

2 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

林業の担い手育成・確保対策事業取得物品等処分承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
住所 〔 法人等の場合 申請者の主たる事務所の所在地 〕 〒 (-)	氏名 〔 法人等の場合 申請者の名称及び代表者の職名氏名 〕 電話 () - メールアドレス

年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産の処分について、林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

処分しようとする財産及びその理由	
安全対策物品等の 種 類	
取 得 年 月 日	
取 得 価 額	円
補 助 金 交 付 額	円
処 分 の 方 法	☐ 転用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付 ☐ 抵当権の設定 ☐ 廃棄
処 分 の 理 由	
添 付 書 類	☐ 現況の分かる写真や資料等